

特定生産緑地(東久留米市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	特定生産緑地の面積 (約 m ²)	公 示 日
16	東久留米市氷川台一丁目地内	697	令和6年11月29日
21	東久留米市氷川台二丁目地内	7,574	令和6年11月29日
29	東久留米市東本町地内	472	令和6年11月29日
30	東久留米市東本町地内	240	令和6年11月29日
48	東久留米市浅間町二丁目地内	1,332	令和6年11月29日
117	東久留米市中央町二丁目地内	217	令和6年11月29日
133	東久留米市中央町五丁目地内	1,196	令和6年11月29日
175	東久留米市南町三丁目地内	252	令和6年11月29日
192	東久留米市前沢三丁目地内	8,434	令和6年11月29日
204	東久留米市野火止一丁目地内	639	令和6年11月29日
298	東久留米市柳窪二丁目地内	1,075	令和6年11月29日
299	東久留米市柳窪二丁目地内	1,793	令和6年11月29日
340	東久留米市柳窪一丁目地内	1,165	令和6年11月29日